



国際開発室通信

2018年12月 第11号



学校法人 田村学園 横浜経理専門学校
国際開発室 発行

〒 220-0011

横浜市西区高島 2 丁目 2 番 1 1 号

☎ 045-435-5500 FAX : 045-453-2776

<http://www.tamura.ac.jp/keiri/>

今月号の見どころ

新在留資格「特定技能」

留学生募集の
お問い合わせは、
中国語の対応も♪

新在留資格「特定技能」

出典：「外国人雇用の教科書」より

～日本の現状～

◆生産年齢人口の減少

日本では 1997 年をピークに**生産年齢人口が減少**しています。生産年齢とは簡単に言いますと「働くことができる年齢」で日本では「15 歳以上 65 歳未満」を生産年齢としています。つまり 15 歳以上 65 歳未満の人口が 1997 年以降減り続けているのです。

◆有効求人倍率の増加

生産年齢人口が減っているにも関わらず、有効求人倍率は 2017 年 12 月には **43 年ぶりの高水準**となっています。

有効求人倍率とは、ハローワークで仕事を探す人 1 人に対し、何人分の求人があるかを示す指標です。2017 年 12 月の **1.59 倍**というのは、100 人の求人に対して 159 人分の仕事があるということです。それだけ**労働力が不足**しているということになります。



◆アルバイトや技能実習生の就労

「留学」や日本に在留資格を持つ人の家族として滞在する「家族滞在」という在留資格では原則として就労はできませんが、「**資格外活動**」という許可をとることで**週 28 時間以内**のアルバイトはできるようになります。資格外活動の他には「**技能実習**」という在留資格での労働者数が増加しています。「**技能実習**」とは、日本で培われた技能、技術又は知識を開発途上地域等へ移転して、その開発途上地域等の経済発展を担う「**人づくり**」に寄与という目的の制度です。

～在留資格「特別技能」とは～

このような労働人口の減少と求人倍率の増加の中で、週 28 時間以内のアルバイトや単純労働力が認められない技能実習生では対応ができなくなり、一定のルールのもとで外国人の**新たな就労を認める在留資格を創設**が検討されることになりました。



新たな外国人材の受入れ

- ・中小企業・小規模事業者をはじめとした人手不足の深刻化への対応
- ・**一定の専門性・技能を有し即戦力**となる外国人材を幅広く受け入れるため、**就労を目的とした新たな在留資格を創設**
- ・出入国管理及び難民認定法を改正し、政府の基本方針を定めるとともに業種別の受入れ方針を策定
- ・求める技能水準は、受入れ業種ごとに定め、**日本語能力水準も、業務上必要な水準**を考慮して、受入れ業種ごとに定める
- ・政府の在留管理体制を強化するとともに、受入れ企業又は登録支援機関(業界団体等)による生ガイダンス、相談対応、日本語習得支援等を実施
- ・**在留期間の上限は通算 5 年とし、家族の帯同は基本的に認めないが**、滞在中に高い専門性を有すると認められた者について、在留期間の上限が無く、家族帯同を認める在留資格への移行措置を整備する方向

特定技能の外国人は、原則として**直接雇用**となりますが、分野の特性に応じて派遣形態も可能とされています。また、許可された活動の範囲内であれば**転職**も認められます。

◆受入規模

初年度となる 2019 年度の外国人労働者受け入れ数は **32,800 人～47,550 人**とされています。2019 年度から 2024 年度までの 5 年間では、**262,700 人～345,150 人**を見込まれています。

◆「特定技能」とその他の就労系在留資格比較表

従来の就労系在留資格では単純労働力ができないという点以外に、学歴要件や実務経験要件も外国人が日本で**就労できない障壁**となっていました。

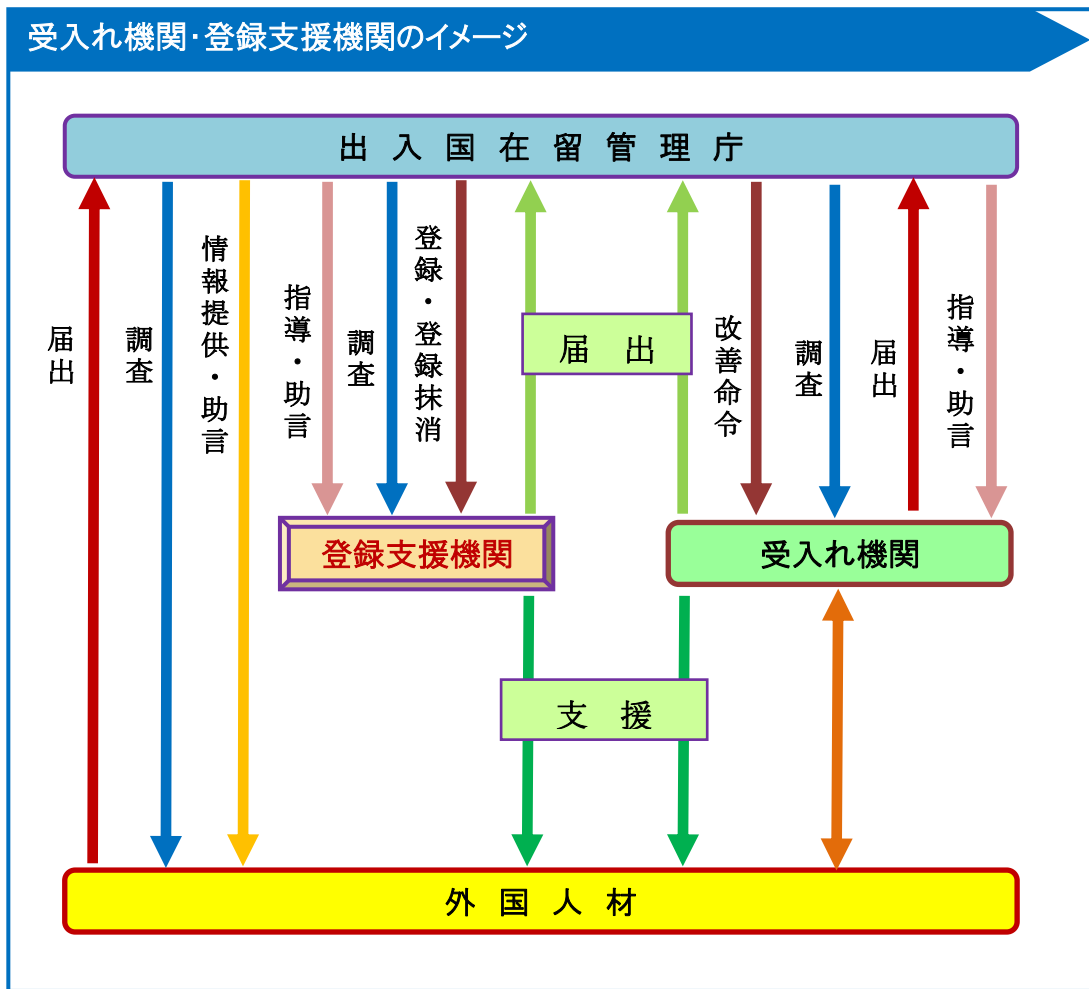
特定技能はこういった**学歴要件や実務経験要件がない**ことも大きなポイントとなります。

	特定技能		技術・人文知識・	技能
	特定技能 1 号	特定技能 2 号	国際業務	
学歴要件	無し	無し	有り	無し
実務経験	不要	不要	不要	必要
日本語 水準要件	ある程度 日常会話	未定	無し	無し
在留期間	最長 5 年 更新不可	制限なし 更新可	制限なし 更新可	制限なし 更新可
家族滞在	不可	可	可	可
単純労働	可	可	不可	不可
対象業種 (検討中)	建設業 造船・船用工業 自動車整備業 航空業 宿泊業 介護 ビルクリーニング 農業 漁業 飲食料品製造業 外食業 素形材産業 産業機械製造業 電子・電気機器関連産業	制度開始後 数年間は 受入なし	機械工学等の技術者 通訳 デザイナー 私企業の語学教師 マーケティング 業務従事者等	外国料理の調理師 スポーツ指導者 航空機の操縦者 貴金属等の加工職人等

※よこぜき行政書士事務所作成



～受入れ機関・登録支援機関～



◆受入れ機関

受入れ機関とは、外国人と**直接雇用契約を結ぶ企業**などです。外国人と締結する契約は、報酬額が日本人と同等以上であることなどを確保するため、以下の基準に適合することが必要になります。

- ・労働関係法令、社会保険関係法令の遵守
- ・欠格事由に該当しないこと等
- ・支援計画に基づき、適正な支援を行える能力、体制があること等(特定技能1号外国人材の場合に限る)

支援計画とは、以下のような項目に関する計画です。

- ・入国前の生活ガイダンスの提供
- ・外国人の住宅の確保
- ・在留中の生活オリエンテーションの実施
- ・生活のための日本語習得の支援
- ・外国人からの相談、苦情への対応
- ・各種行政手続についての情報提供
- ・非自発の離職時の転職支援
- ・その他



◆登録支援機関

登録支援機関とは、受入れ企業に代わって**支援計画の作成・実施**を行う機関です。登録団体機関として登録できる対象は、支援体制を備えた業界団体、民間法人、社労士等の幅広い主体を想定されています。

登録支援機関は以下の基準に適合することが必要になります。

- ・欠格事由に該当しないこと等
- ・支援計画に基づき、適正な支援を行える能力、体制があること等



◆特定技能で受け入れる国の制約

出入国管理業務上の支障があると判断した国に対しては、受入れの制約する在留資格付与を厳重に審査するなどを検討されています。

出入国管理業務上の支障がある国とは、以下のような国をさします。

- ・日本から退去強制となった外国人の身柄を引き取らない国
- ・乱用的な難民認定申請や不法滞在者が多い国

退去強制とは不法滞在や刑事事件で有罪が確定するなどの理由で**在留資格を取消**されて**日本国外への退去**を命じられることです。

～「特定技能」による教育機関に与える影響～

※出典：TCE財団のデータより

- ・「特定技能」の新設により、我が国への**就労を希望**する外国人は、従来の**高度人材**(留学生からの就職を含む)の他、複数の選択肢を得ることになります。
- ・「技能実習」→「特定技能1号」→「特定技能2号」
- ・自国での事前学習により「特定技能1号」の条件に合致すれば→「特定技能1号」→5年以内に「特定技能2号」へ
- ・未確定要素ではあるが国外に存在する「技能実習経験者」の取り扱いにより、更に「特定技能1号」の条件合致は増やせます。
- ・現在、急増した外国人留学生の中には、残念ながら現実的に所謂「偽装留学生」が含まれています。**経済的な負担が大きい非漢字圏**からの「留学生」がこの新しい選択肢を選ぶ可能性は高く、これら非漢字圏からの「留学生」の受入れにより留学生数を延ばしてきた日本語教育機関や専門学校では**留学生数の減少**に転じる危険性が高いです。但し「偽装留学生」排除という点では、歓迎せざるを得ないとも言えます。

